

運用実績

基準価額 11,401円

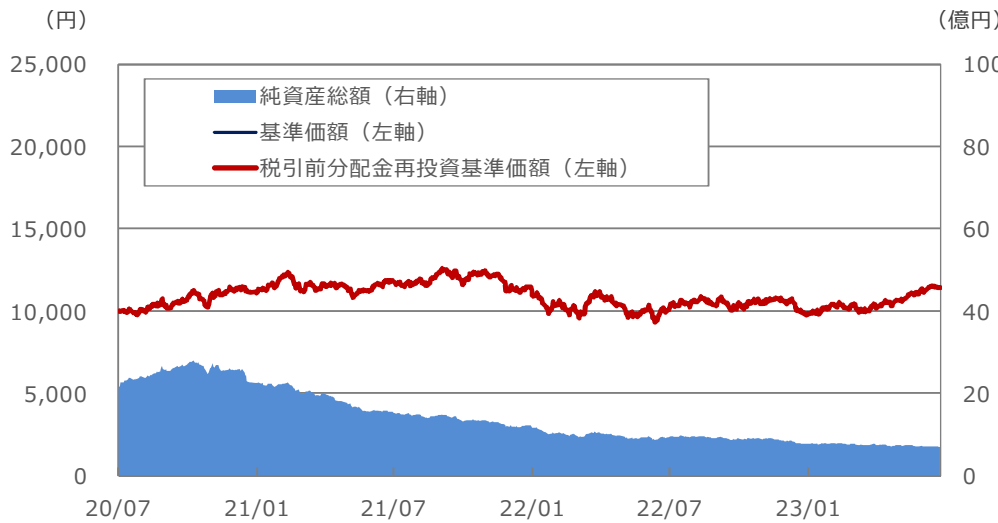
前月末比 +369円

純資産総額 6.86億円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

ファンド設定日：2020年7月8日

基準価額等の推移



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※税引前分配金再投資基準価額は、本ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

※当ファンドの設定日前日を10,000として指数化しています。

資産構成

ファンド	比率
現金等	100.0%

※比率は純資産総額に対する割合です。

※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

期間収益率

設定来	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年
14.01%	3.34%	10.39%	14.54%	13.35%	-	-

※期間収益率は、本ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

収益分配金（税引前）推移

決算期	第1期	第2期	-	-	-	設定来累計
決算日	2021/7/5	2022/7/5	-	-	-	
分配金	0円	0円	-	-	-	0円

※収益分配金は1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の水準を示唆・保証するものではありません。

当月の市場動向及び今後の運用方針

当月の市場動向

■国内株式市場

2023年6月の国内株式市場では、日経平均株価が上昇しました。前半は、米連邦債務上限問題への懸念解消が投資家心理を上向かせ、過熱感を警戒した調整はあったものの米国の利上げ休止観測を好感した買いが日本株にも波及し、日経平均株価は約33年ぶりに3万3,000円台を回復しました。後半は、日銀金融政策決定会合での大規模金融緩和策の現状維持や、目先の衆議院解散の可能性後退、米著名投資家ウォーレン・バフェット氏による商社株買い増しが好感され相場を支えましたが、米国の利上げ長期化観測の再燃や、年金基金による四半期末のりバランス（資産の再配分）売りが警戒され下落しました。

■米国株式市場

米国株式市場では、NYダウが上昇しました。前半は、米連邦政府の債務上限停止法案が可決され米国のデフォルト（債務不履行）が回避されたほか、FRB（米連邦準備制度理事会）の利上げ見送り観測が広がり、上昇しました。後半は、パウエルFRB議長の議会証言で米金融引き締め長期化が改めて警戒され急速に伸び悩みましたが、FRBによる米大手銀行を対象としたストレステスト（健全性審査）の良好な結果などが下げ幅を縮めました。

■アジア（香港）株式市場

アジア株式市場では、国・地域でまちまちの動きとなりました。中国市場は、上海株が下落した一方、香港株は上昇しました。香港株は、中国人民銀行（中央銀行）によるMLF（中期貸出制度）の1年物金利の引き下げなどを好感し、上昇しました。

今後の運用方針

引き続き、相場環境を注視しつつ、2023年7月5日の満期償還に備えて、安定運用への切替えを行ってまいります。

追加型投信／内外／株式

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> 株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。 一般に新興国の株式は株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合は、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、本ファンドの基準価額を下げる要因となります。 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> 投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これにより本ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。 デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落し（価格がゼロになることもあります。）、本ファンドの基準価額を下げる要因となります。
カントリー・リスク	<p>海外に投資を行う場合には、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額に影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。一般に、新興国市場は、先進諸国の市場に比べ、これらのリスクが大きくなる傾向があります。</p>
中国市場への投資リスク	<ul style="list-style-type: none"> 中国の証券市場及び証券投資に関しては、さまざまな規制・制度等があります。これらの規制・制限等は中国政府当局の裁量によって行われ、政府政策の変更等により突然、変更される可能性があります。また、これらの規制・制度等の枠組みを構成している関係法令は、近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。また、政治・経済情勢、政府政策の変化から、資産凍結を含む政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、流動性の極端な減少など金融市場が著しい影響を受ける可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。 ストックコネクトを通じて中国 A 株（上海 A 株、深セン A 株）に投資する場合においては、取引可能な銘柄が限定されていることや、投資枠、取引可能日の制約等により、意図した通りの取引ができない場合があります。また、ストックコネクト特有の条件や制限は、中国当局の裁量等により今後変更される可能性があります。これらの要因により、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。
流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> 株式を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、本ファンドはそのリスクを伴います。 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

追加型投信／内外／株式

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次のいずれかに該当する場合には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ ニューヨーク証券取引所の休業日・ニューヨークの商業銀行の休業日 ・ 香港証券取引所の休業日・委託会社の指定する日
申込締切時間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	購入・換金(解約)の申込金額が多額となる場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2023年7月5日まで(設定日:2020年7月8日) 信託期間の延長が有利であると認めたときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次のいずれかの場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき ・ ウェルスアドバイザー株式会社との間で締結している投資顧問契約(助言契約)が解約された場合
決算日	年1回(7月5日。休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※ 税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他関係法人

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンド財産の保管・管理等を行います。)
販売会社	※最終頁をご参照ください。(受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。)

追加型投信／内外／株式

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.3%（税抜：3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	<p>ファンドの日々の純資産総額に年1.1275%（税抜：年1.025%）を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本ファンドでは、コロナ禍に対して、社会支援活動を行っている非営利団体、公益信託等の募金・基金等に寄付を行います。 ● 寄付の金額は、ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.20%とします。 ● 寄付は、委託会社が受取る信託報酬から行います。なお、委託会社、販売会社が受取る信託報酬は、寄付を行うことを考慮して決定しています。 ● 寄付の具体的な内容につきましては、運用報告書等を通じて、受益者の皆さまにご報告します。
その他の費用及び手数料	<p>ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問等への報酬を含む）、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。</p> <p>* これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託に関する留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

追加型投信／内外／株式

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本STO協会
株式会社SBI証券 金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○	○		○	○
東海東京証券株式会社 金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○		○	○
auカブコム証券株式会社 金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	○	○	○
PayPay銀行株式会社 登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第624号	○	○			
松井証券株式会社 金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○			
株式会社SBI新生銀行* (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) 登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第10号	○	○			

■ 販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

* 株式会社新生銀行は、2023年1月4日より、株式会社SBI新生銀行へ商号変更致しました。

本資料のご留意点

○本資料は、SBIアセットマネジメントが作成した販売用資料で、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○当ファンドをお申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。